

令和5年第6回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和5年6月5日（月）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩 靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学び未来課長	学校改築施設管理課長	
	学校支援課長	生涯学習・学校地域連携課長	
	教育指導課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	児童相談所開設準備担当課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	25号	いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について	承認
2	26号	いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について	承認
3	27号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和5年第2回東京都北区議会定例会）（予算関係）	承認
4	28号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和5年第2回東京都北区議会定例会）（条例関係）	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
5	16号	審査請求に対する裁決について	了承
6	17号	審査請求に対する裁決について	了承
7	18号	審査請求について	了承
8	19号	十条小学校の新校舎整備に向けた調査・検討等について	了承
9	20号	（仮称）北区立都の北学園の2期工事について	了承
10	21号	保育所待機児童数について	了承
11	22号	和解について	了承

令和5年第6回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和5年6月5日(月) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和5年第6回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第25号議案及び日程第2、第26号議案「いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について」です。これらの事案は、個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

それでは、ただ今より会議を非公開とします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長

次に、日程第3、第27号議案及び日程第4、第28号議案「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について」です。これらの事案は、意思形成過程上にある案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

それでは、ただ今より会議を非公開とします。恐れ入りますが傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長

次に、日程第5、報告第16号から日程第7、報告第18号までの審査請求に関するものについてです。

これらの事案につきましては個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

それでは、ただ今より会議を非公開とします。恐れ入りますが傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長

ただ今より会議を公開とします。傍聴の方は入場を許可します。  
次、日程第8、報告第19号「十条小学校の新校舎整備に向けた調査・検討等について」を学校改築施設管理課長から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長の江田です。よろしくお願いいたします。  
それでは、教育委員会資料に基づきご報告させていただきます。  
1の要旨をご覧ください。十条小学校の新校舎整備に向けて、昨年度実施した崖地及び擁壁調査や、既存校舎解体時の区民向け温水プールの運営についての検討結果を報告するものでございます。  
次に、2の経過をご覧ください。ご承知のとおり、荒川小学校と十条台小学校の統合校の新校舎は、十条台小学校の位置に建設する予定でございます。新校舎整備予定地は、土砂災害特別警戒区域を含む崖地対策や地区30年が経過した十条台小学校温水プール施設の取り扱いなどが、課題が複合的に関わっていることから、教育環境の確保とともに、学校運営や建築計画、施工などの観点から総合的に検討を行い、以下2点について方針を令和3年度の教育委員会協議会にてご説明をいたしました。  
(1)の体育館・プール棟を存置し、崖線から離れた敷地南東～南西側に新校舎を整備すること。  
(2)の区民向け温水プールについては、堀船中学校の学校改築の機会を捉えて整備することとし、現施設については、学校プールに特化した整備を行うこととさせていただきます。  
次に3の調査・検討結果をご覧ください。  
まず(1)のがけ地及び擁壁調査についてでございますが、校舎北東側の崖地斜面と崖沿いの区有地と民有地の敷地境界をまたぐ擁壁については、現状、安定した状態であることを確認いたしました。  
一方で、擁壁の築造時期や構造等の詳細が不明なため、中長期的な安定性まで担保できない状況のため、中長期的な適正管理を目指し、予備設計など実施可能な対策の検討を行ったところでございます。  
次に、(2)の区民向け温水プールについてでございますが、旧十条台小学校の校舎棟と体育館・プール棟は一体の建築物として整備されておりますが、主たるライフラインの引き込みや機器は、体育館・プール棟に設置されており、旧十条台小学校の校舎棟を解体しても、体育館・プール棟単独でのライフライン活用が可能であり、旧十条台小学校の校舎解体後も、区民向け温水プールの運営に支障がないことを確認いたしました。  
最後に、4の今後の対応でございます。崖地対策については、区所有地内で対策の実施に向けた調整や、土砂災害特別区域の解除に向けた取り組みも含め、今年度は、崖地の設計に取り組みまして、旧校舎の解体設計も進め、令和6年度以降、旧校舎解体工事や新校舎の設計等に着手し、令和11年度の新校舎開設を目指すものでございます。  
私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

清正教育長	ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。 本間委員
本間委員	いろいろと校舎の配置については、このような形にならざるを得ないことについてはよく理解できたのですが、まだ具体的によくイメージできない部分があるので教えてください。 今のお話ですと、校庭のところの日照などはどうなるのでしょうか。
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	校庭の日照については、立地が変わるといったところで若干の周りの影響はあるというふうに認識をさせていただきます。 以上です。
清正教育長	教育振興部長
教育振興部長	若干、補足させてください。旧十条台小学校の場所、ご承知のとおりだと思いますが、南側に都道455号線が通っております。また、十条台から王子方面に坂を下っていくという通りの角の部分が校舎の場所になります。その辺りの関係で、今後、校舎については高さをどの程度にするかというのは今後の設計に関わってくるところでございますけど、いずれにしても、南側、南東側かなり空いておりますので、学校改築施設管理課で話し合ったとおり、多少の校庭への影響は避けられないとは思っておりますが、とはいえ日照が全くないというようなことは絶対あり得ないということで、かなり日照は確保できるというふうに今のところは想定しております。
清正教育長	ご質疑、ご意見がないようですのでここで本件に関する報告は終了いたします。 次に、日程第9、報告第20号「(仮称)北区立都の北学園の二期工事について」を学校改築施設管理課長から説明をお願いいたします。
学校改築施設管理課長	学校改築施設管理課長です。 それでは、教育委員会資料に基づきましてご報告させていただきます。 1の要旨をご覧ください。(仮称)北区立都の北学園については、令和6年4月の新校舎開校までが1期工事、その後、既存校舎の解体を行った上でグラウンド整備や屋外階段の設置などの2期工事を行う予定でございます。 これまでの計画では、令和7年6月にグラウンド整備が終了する予定とご案内をしておりましたが、その後、隣接する所有地の取得が内定し、所有地部分への付属棟の整備が必要となったことや、1期工事を進めるなかで明らかとなった地盤の悪さ、近隣への騒音、振動の配慮の必要性なども踏まえて、総合的に検討を行った結果、2期工事の完了

時期を令和8年2月と変更するものでございます。

なお、2期工事完了までの学校運動場の確保については、現在、神谷中で利用している北運動場に加え、稲田小学校校庭の暫定利用も見据えながら検討を行うとともに、2期工事において、先行して完成するスペースについては、可能な限り使用ができるよう調整を図ります。

次に、2の2期工事の概要でございますが、別紙をご覧ください。左の図面が1基工事終了時点の平面図、右の図面が2期工事終了時点の平面図であり、2期工事では校舎の南側にグラウンドや低学年広場などを整備し、南校舎の西側の都有地取得部分に、菜園、ビオトープや付属棟を整備いたします。

また、北校舎の北側は、神谷中学校の校舎や体育館を解体して公園用地といたします。

最後に、3の今後の予定でございます。令和6年4月の開校に向けて令和5年12月の1期工事完了後、備品搬入等を進め、令和6年4月以降、ご説明をいたしました2期工事を開始いたします。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご質疑、ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次、日程第10、報告第21号「保育所待機児童数について」を子ども未来課長から説明をお願いいたします。

子ども未来課長

子ども未来課長

では、すみません。報告事項第21号についてご報告を申し上げます。保育所待機児童数でございます。

令和5年4月1日現在の待機児童数ですが、おかげさまをもちましてというか、ようやくと申しますかゼロになりまして、いろいろありがとうございました。

裏面に進みまして待機児童ゼロになったんですけど、それ以上に今度は保育施設の空き状況というのがむしろ課題になってきております。そういったところ、今年度、区立保育園、区直営の保育園では受け入れ数を調整し、民間の施設に配慮したような形を取りましたが、今後も必要に応じてそういった定員の見直しというか、そういったものを図ってまいります。

また、待機児童も発生させないことは大事なので、さまざま今後、開発が想定される場所などはそういった状況をいろいろ踏まえまして、必要な整備を推進していきたいと考えてございます。

以上、ご説明を申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 本件に関する報告は終了させていただきます。  
次、日程第11、報告第22号「和解について」を保育課長から説明をお願いいたします。

保育課長 保育課長です。  
それでは、報告第22号「和解について」私から説明させていただきます。恐れ入ります。1ページ目にお進みいただきまして、こちら北区立桜田北保育園の雨水漏水事故に関する和解でございます。

まず専決処分の日付でございますが、令和5年1月23日でございます。

決定額以下、裏面の2ページ目でご説明をさせていただきます。恐れ入ります。お進みいただければと存じます。

1の事故の概要でございます。東京都北区王子五丁目団地3、4号棟1階に区分所有しております桜田北保育園において、令和3年12月14日、4号棟2階住宅部分との間に溜まった雨水が排水不良となり、同園園舎の幼児室前廊下の天井裏部分に雨水が流れ込み、天井材の石膏ボード等が水浸しになる汚損が生じる被害を受けました。

本件事項の相手方であります独立行政法人都市再生機構URでございますが、費用を全額負担し、令和5年2月18日、19日の2日間にわたりまして復旧工事を行うことにより和解が成立したものでございます。

相手方は今申し上げましたUR都市機構でございます。3の損害の概要でございますけれども、損害額といたしましては71万7,200円。そして修繕の概要としては、天井材の張り替え等でございます。

今後の予定でございます。本件の専決処分については、区議会第2回定例会において報告をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご質疑、ご意見ないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これをもって、令和5年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。